

| 営業の種別   | 事務の区分                                                    | 手数料の額    |
|---------|----------------------------------------------------------|----------|
| 1 飲食店営業 | (1) 営業の許可の申請（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に対する審査                    | 1万6,000円 |
|         | (2) 自動車による移動営業、自動販売機による営業、露店形態の営業又は短期季節営業の許可の申請に対する審査    | 6,400円   |
|         | (3) 臨時的営業の許可の申請に対する審査                                    | 3,200円   |
|         | (4) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                       | 1万3,000円 |
|         | (5) 自動車による移動営業、自動販売機による営業、露店形態の営業又は短期季節営業の継続許可の申請に対する審査  | 5,000円   |
| 2 喫茶店営業 | (1) 営業の許可の申請（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に対する審査                    | 9,600円   |
|         | (2) 自動車による移動営業、自動販売機による営業、露店形態の営業又は短期季節営業の許可の申請に対する審査    | 4,000円   |
|         | (3) 臨時的営業の許可の申請に対する審査                                    | 3,200円   |
|         | (4) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                       | 7,800円   |
|         | (5) 自動車による移動営業、自動販売機による営業、露店形態の営業又は短期季節営業の継続許可の申請に対する審査  | 3,300円   |
| 3 菓子製造業 | (1) 営業の許可の申請（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に対する審査                    | 1万4,000円 |
|         | (2) 自動車による移動営業、露店形態の営業又は回転焼若しくはこれの類似品の製造業の営業の許可の申請に対する審査 | 6,400円   |
|         | (3) 臨時的営業の許可の申請に対する審査                                    | 3,200円   |
|         | (4) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                       | 1万2,000円 |
|         | (5) 自動車による移動営業、露店形態の営業                                   | 5,300円   |

|                   |                                                                                                            |          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|                   | 又は回転焼若しくはこれの類似品の製造業の<br>営業の継続許可の申請に対する審査                                                                   |          |
| 4 あん類製造業          | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 1万4,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万2,000円 |
| 5 アイスクリーム類<br>製造業 | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 1万4,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万2,000円 |
| 6 乳処理業            | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 2万1,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万6,000円 |
| 7 特別牛乳搾取処理<br>業   | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 2万1,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万6,000円 |
| 8 乳製品製造業          | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 2万1,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万6,000円 |
| 9 集乳業             | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 9,600円   |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 7,800円   |
| 10 乳類販売業          | (1) 営業の許可の申請（次号に掲げるものを<br>除く。）に対する審査                                                                       | 9,600円   |
|                   | (2) 直接一般消費者に販売する営業（冷却陳<br>列ケースその他これに類する販売容器を使用<br>して行うものに限る。）、自動車による移動<br>営業又は自動販売機による営業の許可の申請<br>に対する審査   | 2,900円   |
|                   | (3) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるも<br>のを除く。）に対する審査                                                                     | 7,800円   |
|                   | (4) 直接一般消費者に販売する営業（冷却陳<br>列ケースその他これに類する販売容器を使用<br>して行うものに限る。）、自動車による移動<br>営業又は自動販売機による営業の継続許可の<br>申請に対する審査 | 2,500円   |
| 11 食肉処理業          | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                                                         | 2万1,000円 |
|                   | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                                                       | 1万6,000円 |
| 12 食肉販売業          | (1) 営業の許可の申請（次号に掲げるものを<br>除く。）に対する審査                                                                       | 9,600円   |

|               |                                                                                 |          |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
|               | (2) 包装された食肉を販売する営業（冷却陳列ケースその他これに類する販売容器を使用して行うものに限る。）又は自動車による移動営業の許可の申請に対する審査   | 2,900円   |
|               | (3) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                                              | 7,800円   |
|               | (4) 包装された食肉を販売する営業（冷却陳列ケースその他これに類する販売容器を使用して行うものに限る。）又は自動車による移動営業の継続許可の申請に対する審査 | 2,500円   |
| 13 食肉製品製造業    | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 2万1,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万6,000円 |
| 14 魚介類販売業     | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 9,600円   |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 7,800円   |
| 15 魚介類競り売り営業  | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 2万1,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万6,000円 |
| 16 魚肉練り製品製造業  | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 1万6,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万3,000円 |
| 17 食品の冷凍又は冷蔵業 | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 2万1,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万6,000円 |
| 18 食品の放射線照射業  | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 2万1,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万6,000円 |
| 19 清涼飲料水製造業   | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 2万1,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万6,000円 |
| 20 乳酸菌飲料製造業   | (1) 営業の許可の申請に対する審査                                                              | 1万4,000円 |
|               | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査                                                            | 1万2,000円 |
| 21 氷雪製造業      | (1) 営業の許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                                                | 2万1,000円 |
|               | (2) 自動販売機による営業の許可の申請に対する審査                                                      | 4,000円   |
|               | (3) 営業の継続許可の申請（次号に掲げるものを除く。）に対する審査                                              | 1万6,000円 |

|                          |                                  |          |
|--------------------------|----------------------------------|----------|
|                          | (4) 自動販売機による営業の継続許可の申請<br>に対する審査 | 3,300円   |
| 22 氷雪販売業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万4,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万2,000円 |
| 23 食用油脂製造業               | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 2万1,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万6,000円 |
| 24 マーガリン又はシ<br>ョートニング製造業 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 2万1,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万6,000円 |
| 25 みそ製造業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万6,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万3,000円 |
| 26 醤油製造業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万6,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万3,000円 |
| 27 ソース類製造業               | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万6,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万3,000円 |
| 28 酒類製造業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万6,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万3,000円 |
| 29 豆腐製造業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万4,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万2,000円 |
| 30 納豆製造業                 | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万4,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万2,000円 |
| 31 めん類製造業                | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 1万4,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万2,000円 |
| 32 そうざい製造業               | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 2万1,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万6,000円 |
| 33 缶詰又は瓶詰食品<br>製造業       | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 2万1,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万6,000円 |
| 34 添加物製造業                | (1) 営業の許可の申請に対する審査               | 2万1,000円 |
|                          | (2) 営業の継続許可の申請に対する審査             | 1万6,000円 |

備考 この表において使用する用語は、次に定めるもののほか、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）において使用する用語の例による。

- (1) 「自動車による移動営業」とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）又は軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）で、同法の定めるところにより運行の用に供することができるものをいう。）を利用して行う形態の営業をいう。
- (2) 「自動販売機による営業」とは、自動販売機を利用して行う形態の営業をいう。
- (3) 「露店形態の営業」とは、流し屋台営業（引き車等により屋台を設置する場所を移動して行う形態の営業をいう。）、定置屋台営業（特定の場所に屋台を設置して行う形態の営業をいう。）及び仮設営業（祭礼、縁日等の際し、一時的に施設を設営し、祭礼、縁日等に応じてその設営場所を移動して行う形態の営業をいう。）をいう。
- (4) 「短期季節営業」とは、海水浴場の売店、ビアガーデン等特定の季節に行う営業で、その期間が 3 か月程度のもをいう。
- (5) 「臨時的営業」とは、催物等の際して行う営業で、その期間が 1 週間程度のもをいう。